

## 小本川 ②

1 漁業権番号	内共第5号(小本川)				
2 漁場の区域	基点第6号と基点第6号の2を結ぶ線から上流の小本川本流及びその支流の区域(下閉伊郡田野畑村の区域を除く。) 基点第6号 下閉伊郡岩泉町小本漁港導流堤上の標識 基点第6号の2 下閉伊郡岩泉町小本字須賀57番地7防潮堤上の標識				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り 使用する釣竿は、1本	岩泉町袈野字袈野と同町乙茂字三田市との境界から上流の小本川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	〃
		こい	竿釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	6月1日から9月30日まで
組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
(2) 区域の制限	区域		禁止期間		
	三田市川と小本川との合流点から岩泉町乙茂地内の三田市砂防えん堤までの区域		1月1日から12月31日まで		
	東北電力岩泉発電所放水口から下流50メートルまでの区域		4月20日から5月20日まで		
	大川岩洞発電所櫃取取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域		1月1日から12月31日まで		
	大川浅内発電所猿走取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域		〃		

		大川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域					〃
		小本川浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流70メートルまでの区域					〃
		小本川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50メートルまでの区域					〃
	(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名 称	禁止に係る全長				
		やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下				
		さくらます	20センチメートル以下				
		いwana	13センチメートル以下				
		うなぎ	30センチメートル以下				
		うぐい	10センチメートル以下				
		こい	〃				
		かじか	8センチメートル以下				
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いwana若しくはにじますの特設釣場又はやまめ、いwana若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円 1,400	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
	雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,000	5,000		
		うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）				
		こい ふな	竿釣り（餌釣り）				
	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>						
	遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712
			やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
			こい ふな	竿釣り（餌釣り）			
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000	
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手			

				釣り（餌釣り）		
			こい ふな	竿釣り（餌釣り）		
5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					